

令和 2 年 4 月 1 日
独立行政法人造幣局

独立行政法人造幣局一般事業主行動計画

我が国における次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するよう、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり行動計画を策定する。独立行政法人造幣局は、本行動計画に定める目標の達成を図るため、職員の仕事と子育ての両立はもとより、すべての職員が能力を十分に発揮できるよう、日々の業務について不断の見直しを行うとともに、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うものとする。

1. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：男性職員の育児休業及び育児応援参加のための休暇取得を促進する。

<対策>

- ・ 管理者は、1 か月以上の育児休業等の取得を奨励するとともに、職員が安心して取得できるよう、職場内の業務分担の見直しや、必要に応じて代替要員の確保に努める。
- ・ 局内イントラネットを活用し、仕事と子育ての両立を支援する諸制度や経済的支援措置等について、積極的に職員へ周知する。
- ・ 各種制度の利用について、職員が気兼ねなく相談することができる環境を整備し、職員の意向を踏まえた適切なアドバイスを行う。

目標 2：年次休暇の取得日数を、一人当たり年間平均 16 日以上とする。

<対策>

- ・ 管理者は、職員が付与された日数を有効に活用できるよう、年次休暇を計画的に取得することを指導する。
- ・ 心身のリフレッシュのため、ゴールデンウィーク期間及びその他暦を踏まえ、年次休暇の計画的付与制度を活用することにより長期連続休暇を実現するよう努める。
- ・ 全ての職員が偏りなく年次休暇を取得できるよう、取得しやすい職場環境の構築に努める。

目標 3：超過勤務時間数の縮減に努める。

<対策>

- ・ 定時退庁日（毎週水曜日、毎月 19 日（育児の日））には、職場の全員が声を掛け合って完全実施に努めることとし、定時退庁できなかった職員はその週のいずれかの日

に定時退庁するよう努める。

- ・ 職員の能力向上、情報処理機器等の活用及び効率的かつ計画的な業務遂行に努め、超過勤務縮減に取り組む。
- ・ 管理者は、過重な負担が長期に亘って特定の職員に集中しないよう、適切な業務配分を行う。
- ・ 管理者及び人事担当課は、各部署の業務遂行及び職員の勤務状況を考慮し、柔軟な人員配置に努める。